

## 第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成25年 9月19日 (木) 午前10時00分

場 所 津市芸濃庁舎 2階 中会議室3・4

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司  
6 赤塚 薫 ・7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎  
13 丹羽 芳久・14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人  
20 中川 文博・22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝

以上16名

欠席委員 48 前川 正次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平担当副主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 1 池田 長義・14 前田 紀男

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (使用貸借)

報告第6号 買受適格証明願 (公売) について

報告第7号 時効取得による所有権の移転について

報告第8号 農業生産法人の新規登録について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

- 議 長            それでは第9回第1農地部会を開催させていただきます。  
 本日の欠席は1名で、出席委員は16名でございます。  
 それでは議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
 1番 池田 委員、14番 前田 委員、よろしく申し上げます。  
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第8号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局            農地部会の議案のほうをご覧いただきたいと思います。説明に入ります前に、恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。  
 16ページをご覧いただきたいと思います。  
 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）につきましては、取り下げの申請が提出されましたため、抹消をお願いしたいと思います。  
 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。  
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
 番号1及び2で、件数は2件、合計面積5,167㎡で、その内訳は、すべて田でございます。  
 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものであります。  
 2ページをお願いいたします。  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
 これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は2件、合計面積は20,968㎡で、その内訳は、田が14,854㎡、畑が6,114㎡でございます。  
 いずれの案件もあっせん等の希望はございません。

3ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1は、駐車場用地、番号2は、リース、レンタル用の車両置場用地、番号3及び4は、太陽光発電施設用地でございます。

以上件数は4件、合計面積は2,242㎡で、その内訳は、田が1,874㎡、畑が368㎡でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1から4は、駐車場用地、番号5は、一般個人住宅用地、番号6は、長屋住宅用地、番号7は、倉庫用地、番号8は、レンタルコンテナ置き場、番号9は、太陽光発電施設用地、番号10は、駐車場用地、番号11は、建売分譲住宅用地、番号12は、資材置場用地、

5ページの番号13は、建売分譲住宅用地でございます。

以上件数は13件、合計面積は5,699.72㎡で、その内訳は、田が3,848㎡、畑が1,851.72㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1及び2とも、一般個人住宅用地でございます。

以上件数は2件で、合計面積は、畑で956㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 買受適格証明願（公売）について、でございます。

三重地方税管理回収機構による不動産公売に参加するための買受適格証明で同一の公売物件に対して、番号1及び2の2者分の証明でございます。

これにつきましては、共同住宅用地として取得しようとするもので、市街化区域内農地のため、それぞれの願出人から農地法第5条第1項第6号の届出も同時に出しております。

公売の対象となる農地面積は、419㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、これにつきましては、昭和58年4月1日より、権利者である\_\_\_\_\_が20年以上前から、所有の意思をもって平穩・公然に占有しており、時効取得が完成していると判断されるものであります。

面積は、田で42㎡、畑で49㎡、合計で91㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第8号 農業生産法人の新規登録についてでございます。

番号1、法人名 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稻、麦、大豆、耕作面積 田0.53ha、畑0.12ha、合計0.65ha、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくようお願いいたします。

す。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）ですが、番号2に関しましては、赤塚委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、赤塚委員の一時退席をお願い致します。なお、先に番号2の採決をし、その後番号1及び3から5の案件について採決したいと思います。

それでは、番号2の説明を事務局お願いします。

事務局

10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）のうち、番号2についてでございます。

番号2、地区 高野尾、受け人\_\_\_\_\_、面積11,843㎡、渡し人\_\_\_\_\_、面積29,755㎡、申請地 高野尾町北出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積63㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に申請地の譲渡を要望し、営農を拡大しようとするものです。

この案件につきましては、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

番号2について、私から説明させていただきます。わずか63㎡の畑で、隣接地のため、\_\_\_\_\_さんが譲り受けるという事でございますので、何ら私は異議がないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

番号2について皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認め、番号2については、許可することに決定いたします。赤塚委員、入室して下さい。

議長

番号1及び3から5の説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）のうち、番号1及び3から5について説明いたします。

番号1、地区 雲出、受け人 \_\_\_\_\_、面積13,027㎡、渡し人\_\_\_\_\_、面積4,976㎡、申請地 雲出伊倉津町里之西\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積132㎡ 外5筆で、合計面積3,321㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人の要望を受け、申請地を譲り受けしようとするものです。

番号3、地区 高野尾、受け人 \_\_\_\_\_、面積25,611㎡、渡し人\_\_\_\_\_、

面積2,011㎡、申請地 高野尾町西豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積688㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に申請地の譲渡を要望し、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 高野尾、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,205㎡、渡し人\_\_\_\_\_、面積6,253㎡、申請地 高野尾町寺谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積512㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に申請地の譲渡を要望し、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 高野尾、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,205㎡、渡し人\_\_\_\_\_、面積1,692㎡、申請地 高野尾町寺谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積365㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に申請地の譲渡を要望し、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は4件で、この4件の合計面積は4,886㎡、その内訳は田4,198㎡、畑688㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、雲出。

大田委員 9番 大田でございます。\_\_\_\_\_は、遠方に居住しており、たまに帰ってきて耕作するといったような状況であることから、事務局の報告の通り問題ございません。よろしく申し上げます。

議 長 3番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚でございます。3、4、5、一括してご報告させていただきます。3番、4番、5番は既に小作契約をしている関係で、譲り受けたという要望があり、何ら問題はございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございましたが、番号1及び3から5について皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
それでは異議なしと認め、番号1及び3から5については、許可することに決定をいたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 藤水、借り人 \_\_\_\_\_代表社員 \_\_\_\_\_、面積5,275.91㎡、貸し人 \_\_\_\_\_、面積8,140.91㎡、申請地 垂水南浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地とも田、面積400㎡ 外6筆で、合計面積1,370㎡です。

これにつきましては、借り人は、新規営農のため、兼業により労力不足の貸し人と申請地を使用貸借しようとするものです。

以上件数は1件、合計面積は1,370㎡で、その内訳は田1,034㎡、畑336㎡でございます。

この案件につきましては、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地元委員の意見を伺います。1番、藤水。

奥山委員 10番 奥山です。何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定をいたします

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 城山三丁目\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積121㎡ 外1筆で、合計面積290㎡です。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。農地区区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町西豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積769㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅、店舗及び倉庫として昭和54年から利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町南黒田内垣内\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積155㎡ 外1筆で合計面積513㎡。

これにつきましては、平成11年ごろから、一般個人住宅、駐車場等に利用

しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町今徳礪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積102㎡ 外1筆で合計面積187㎡。

これにつきましては、申請地に植林しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は1,759㎡で、すべて畑でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんの意見を伺います。1番、高茶屋。

奥山委員 10番 奥山です。この間、現地立会したところ、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 2番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。9月10日に旧津市の委員さんはじめ、事務局の方に現地確認していただき昭和50年に倉庫として建てたという事で、始末書も提出されておりますもので、よろしくお願いいたします。

議長 3番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。現在、既に家が建っており、始末書も提出されたということで、よろしくお願いいたします。

議長 4番、村主。

平井委員 23番 平井です。9月13日に、現地確認をいたしました。道幅も非常に狭くてとても農機具が入れるような状況ではございませんので、やむを得ないと思います。問題は無いです。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定をいたします

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）ですが、番号8に関しましては、中林委員に係る案件でございます。農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、中林委員の一時退席をお願い致します。

なお、先に番号8の採決をし、その後番号1から7の案件について採決した

いと思います。それでは、番号8の説明を事務局お願いします。

事務局

それでは、中林委員に関係する番号8番の部分です。先に採決をしていただいて、その後で番号1から7の案件について説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、13ページの下から14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）のうち、番号8のほうを先に説明をさせていただきます。

番号8、地区 明合、受け人 \_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_外5名、申請地 安濃町田端上野畑田\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積826㎡ 外9筆で、合計面積5,285㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきましては農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で番号8の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。8番、明合。

平井委員

23番 平井です。9月13日に、会長、部会長に、現地確認をしていただきました。場所は、\_\_\_\_\_の北側です。道がほとんどありませんので、農機具が入るような状態ではございません。実は申請人の中のある方から、私へも何度か、田を作ってくれという打診がありましたけれども、農機具が入りませんので、お断りした経過もございますので、これにつきまして何ら問題はないと思えますし、またやむを得ないという事でもよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。

番号8について、皆さんいかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、番号8については、許可することに決定いたします。中林委員入室して下さい。それでは、番号1から7の説明を事務局お願いします。

事務局

引き続き13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）のうち、番号1から7でございます。

番号1、地区 安東、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 河辺町門脇\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積120㎡ 外1筆で、合計面積298㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 藤水、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 藤方上り坂\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積189㎡。



これにつきましては、受人が、昭和57年7月ごろから駐車場用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 上野、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 河芸町上野山ノ後 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積970㎡ 外2筆で合計面積1,901㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、心身障害者就労支援施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、受け人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本千手 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積364㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 椋本、受け人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本念佛田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,388㎡ 外1筆で合計面積3,515㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町中縄藤之森 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積36㎡。

これにつきましては、受人は、昭和59年7月から宅地の一部として駐車場及び庭として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 村主、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町今徳礪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積125㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、植林しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は7件で、この7件の合計面積は6,428㎡で、その内訳は田5,714㎡、畑714㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、安東。

太田委員 2番 太田です。9月10日に現地確認をしていただきました。特に問題もございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、藤水。

奥山委員 10番 奥山です。この間、立会いをして見てきた所、何ら問題はないと思いますし、始末書もつけてもらっていますので、どうぞよろしく。

議長 3番、上野。

前田委員 14番 前田です。先般、会長、部会長さん、それから事務局の方に来てい

いただきました。場所的には、河芸総合支所の近くで、現在、三行地区での20人ほどが、就労支援を目的に広い農地で農作業体験をやりたいという事でした。よろしく願いいたします。

議 長 4番、5番、棕本。

田中委員 16番、田中です。4番。現地確認へ行ってまいりました。地目は畑になっておりますが、現況は荒畑のような状態です。

5番。大規模な開発で、近隣にはもう家が立ち並んでいるところです。申請地の現況は荒田となっており、草も生えております。しかしながら、問題ないと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議 長 6番、明。

杉谷委員 15番 杉谷です。事務局の説明通りでありまして、委員さんについては異議なしとの事でございます。よろしくご審議を賜ります。

議 長 7番、村主。

平井委員 23番 平井です。この案件につきましては、議案3号 番号4の場所に隣接しております。2つとも13日に現地確認をしましたが、何ら問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号5についてですが、去る13日の現地確認の際、申請者に対し、雨水排水について提言させていただきましたが、地元委員はこれについて、再度調整されているかどうか確認していただき、慎重に話しを進めていただきたい。

田中委員 開発案件になっている事もあり、排水問題についても再度、聞き取りをし、調整したいと思っております。

議 長 よろしく願いします。

田中委員 はい。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。番号1から7について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、番号1から7については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、本申請につきましては、地区が栗真及び黒田にまたがっております。借り人 \_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_、貸し人のうち栗真地区が、\_\_\_\_、黒田地区が、亡き\_\_\_\_\_相続人\_\_\_\_、申請地 栗真小川町流田\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 846㎡、河芸町高佐五石縄\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2, 247㎡の2筆で、合計面積4, 093㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と4か月間の賃貸借契約をし、申請地を水道管布設工事のための仮設作業ヤード用地として一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内農地になります。

番号2、地区 片田、借り人\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 片田田中町楠本\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2, 029㎡の内820㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と5か月間の賃貸借契約をし、申請地を水道管布設工事のための資材置場として一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内農地になります。

番号3、地区 大里、借り人\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 大里睦合町北長殿\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 995㎡ 外1筆で合計面積3, 948㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件で、合計面積は8, 861㎡、その内訳は田が4, 913㎡、畑が3, 948㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地元委員さんの意見を伺います。1番、栗真。

青木委員 5番 青木です。地区は栗真になっておりますけども、もう1筆が河芸地区の高佐という所に隣接しているため一括して説明させていただきます。

9月13日に会長、部会長、事務局、それから農振の江藤さんと河芸の喜多委員立会いのもと、現地確認させていただきました。事務局の説明通り何ら問題ありません。これが終われば田に戻すという事ですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、片田。

森委員 3番 森でございます。本案件は9月9日に関係委員立会いの下、現地確認

をいたしました。内容につきましては事務局の説明通りでありまして、5ヶ月間一時転用、工事終了後は原状回復をするということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。3番は私でございます。  
津関線沿いの所で、草の生えないように防水シートを敷いた上に碎石を敷くことで、綺麗に管理されるということでした。何ら問題なかろうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。  
次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借5,715.91㎡、畑の賃貸借、使用貸借8,357㎡で、契約件数は5件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借2,022㎡、畑の使用貸借631㎡で、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借82,851.4㎡で、契約件数は17件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借8,110㎡、畑の賃貸借3,206㎡で、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借4,089㎡で、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて

102,788.31㎡、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて

12,194㎡で、合計契約件数は31件、合計面積は114,982.31㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区1件、安濃地区15件、芸濃地区3件でございます。

合計で、契約件数が19件、面積は79,917.4㎡です。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第9回第1農地部会を終了させていただきます。

午前11時10分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年 9月19日

議長

出席委員

出席委員